

多賀城市からのお知らせ

送付枚数（送り状含む） 7枚

新潟県村上市と秋田県由利本荘市の 災害時相互応援に関する協定締結式

平成24年9月26日
多賀城市総務部地域コミュニティ課
広報広聴係
☎368-1141 内線255

本市では、東日本大震災で津波被害を受けたことから、日本海側の自治体と災害時相互援助協定の締結について協議を進めておりました。この度協議が整いましたので、下記のとおり協定式を開催します。

報道・取材方よろしくお願いたします。

記

- 日 時：①村上市 平成24年10月10日（水）午後1時から
②由利本荘市 平成24年10月24日（水）午前10時から
- 会 場：多賀城市役所 市長応接室
- 内 容：災害時相互応援に関する協定締結式（別紙次第のとおり）

■このことについての問い合わせは・・・
多賀城市総務部交通防災課
☎368-1141 内線271・274

災害時相互応援に関する協定締結式（村上市）

日 時 平成 24 年 10 月 10 日(水)

午後 1 時 00 分から

場 所 市長応接室

次 第

- 1 開 式
- 2 経過報告
- 3 協定書の取り交わし
- 4 あいさつ

多賀城市長

菊 地 健 次 郎

新潟県

村上市長

大 滝 平 正 様

- 5 記念撮影
- 6 DVDアルバム(東日本大震災記録)視聴
(時間がなければ、取り止めといたします。)
- 7 懇 談
- 8 閉 式

災害時相互応援に関する協定書（村上市）

村上市と多賀城市は、災害時における相互の応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、相互の応援を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びに運搬
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供並びに運搬
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 被災を受けた市（以下「被災市」という。）による応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) その他必要な事項

（災害時における自主的活動）

第4条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がない場合においても、被災を受けていない協定市（以下「応援市」という。）は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援を実施することが望ましいと認めるときは、自主的に応援を実施するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、応

援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

2 第2条第3号に定める派遣職員に要する経費の負担については、次のとおりとする。ただし、被災市と応援市の協議により、現況に応じた負担内容とすることができる。

(1) 被災市が負担する経費の額は、応援市の旅費に関する規定により算出した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 派遣職員が援助業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に関する経費は、応援市の負担とする。

(情報の交換)

第6条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時相互の連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年10月10日

新潟県

村上市長 大 滝 平 正

宮城県

多賀城市長 菊 地 健次郎

災害時相互援助に関する協定締結式（由利本荘市）

日 時 平成 24 年 10 月 24 日(水)

午前 10 時 00 分から

場 所 市長応接室

午前 9 時 45 分入室

懇 談

次 第

1 開 式 午前 10 時 00 分

2 経過報告

3 協定書調印

4 協定書の取り交わし

5 あいさつ

多賀城市長

菊 地 健 次 郎

秋田県

由利本荘市長

長 谷 部 誠 様

6 記念撮影

7 懇 談

8 閉 式

災害時相互援助協定書（由利本荘市）

由利本荘市と多賀城市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被災市のみでは十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に援助協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（援助の種類）

第1条 援助の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- （1）住民の生命と財産を守るための救出救助、医療救護、防疫等の応急活動
- （2）食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- （3）水道、下水道等の応急復旧活動
- （4）被災者を一時入所させるための施設の提供
- （5）救助活動に必要な車両等の提供活動
- （6）ホームページの代理掲載活動
- （7）その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（援助要請と援助活動の実施）

第2条 援助を要請しようとする被災市は、援助要請の内容を明らかにして、口頭又は援助要請書（別記様式1）により援助を要請し、援助を要請された協定市（以下「援助市」という。）は極力これに応じ、援助に務めるものとする。

- 2 前項の規定により口頭で援助を要請した場合は、後日速やかに援助要請書を送付するものとする。

（緊急援助活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、援助市が自主的判断により緊急援助活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 援助に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として援助市が負担する。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互に援助協力するための連絡担当部局を定め、大規模災害時の連絡先により連絡することとし、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各協定市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年10月24日

由利本荘市長

多賀城市長
